

学校と明石子どもセンターとの連携について

明石子どもセンター(児童相談所)では、児童虐待について、早期発見・早期対応を図るため、学校と以下のように連携し、より早い支援を実施しています。

また、こどもの権利擁護の取組にも力を入れており、一時保護したこどもの意見を聴いて、原則、在籍校に登校できるよう支援しています。

1 通報ルールの確立

教職員等が「気づき」を得たこどもについて、チェックリストとの照合を行い、躊躇することなく、学校から明石子どもセンターへの通報等を確実にを行う体制を整え、運用しています。

(1) チェックリストの活用

教職員等の主観によらず客観的に児童虐待の可能性を把握するため、「児童虐待等早期発見のためのチェックリスト」を明石子どもセンター開設時から活用しています。

(2) 通報ルールの確立

チェックリストの項目に該当した場合、学校は必ず明石子どもセンターへ情報提供(通報)するとともに、児童生徒支援課に報告することとしています。

また、明石市と明石市教育委員会が主体となって学校と明石子どもセンターとの連携強化に取り組み、児童虐待の早期発見・対応に努める旨を毎年、各学校から保護者宛に文書を配付して、保護者の理解を図っています。

(3) 学校等からの虐待通報の状況

明石子どもセンターに寄せられた虐待相談は、警察等、近隣知人、他自治体、学校等からが多くなっています。

また、学校等からの相談割合の全国平均は、2019年度7.7%、2020年度7.2%で、明石子どもセンターにおける学校等からの相談の割合が毎年、大きく上回っています。

<明石子どもセンターにおける児童虐待相談の経路別件数>

	警察等	近隣知人	他自治体	学校等	家族	保育所等	児童委員	親戚	児童本人	医療機関	こども園	その他	計
2019年度	206	90	162	67	33	21	5	5	2	2	2	14	609
	33.9%	14.8%	26.7%	11.0%	5.4%	3.5%	0.8%	0.8%	0.3%	0.3%	0.3%	2.3%	100%
2020年度	227	126	146	87	40	19	7	6	4	1	0	12	675
	33.6%	18.7%	21.6%	12.9%	5.9%	2.8%	1.0%	0.9%	0.6%	0.2%	0.0%	1.8%	100%
2021年度	282	121	107	83	42	34	4	4	7	7	3	1	695
	40.6%	17.4%	15.4%	11.9%	6.0%	4.9%	0.6%	0.6%	1.0%	1.0%	0.4%	0.1%	100%

2 学校と明石子どもセンターとの情報共有

虐待を受けた、または疑いのあるこどもについての情報共有を随時行い、こどもの意見を聴いて適切な支援に取り組んでいます。

また、明石子どもセンターを事務局とする「こどもすこやかネット」(要保護児童対策地域協議会)では、学校や関係機関が集まって実務者会議を開催し、情報共有と連携により見守り支援や再発防止等に取り組んでいます。

3 教職員研修の実施

新規採用教職員をはじめ教職員に対し、児童虐待対応や市の子育て支援施策等の研修をあかし教育研修センターと企画し実施しています。

4 一時保護中のこどもへの支援

一時保護を行うと保護されたこどもの安全は確保される一方で、保護されたこどもにとっては家庭での生活と異なり、各種の権利を制限されることが課題となっていることから、必ずこどもの意見を聴いて、こどもの立場に立った支援に取り組んでいます。

- ① 一時保護されたこどもの状況を学校と明石こどもセンターが情報交換し、保護中も家庭復帰後も支障なく生活できるよう連携して支援。
- ② 一時保護中もこどもの生活をなるべく変えないよう、在籍校への通学について、学校と明石こどもセンターとが連携しながら支援。通学を希望する場合は、学校で十分に配慮の上、明石こどもセンターが送迎。ただし、保護期間が短期間であったり、本人が希望しない場合等は通学せず、保護所内で学習。

＜一時保護中の通学状況＞

2021年度は、対象児童42人中、30人が通学(71.4%)。

- ③ 一時保護して間もない時期や通学していない場合は、学校の担任等がこどもと面会し、急な生活の変化や勉強への不安等に寄り添って交流。
- ④ 一時保護所では教育研修センターとの連携により、在籍校よりこどもに貸与されている学習用タブレット端末を学校から借り受け、保護所内での学習に利用。
- ⑤ 一時保護をした場合には、こどものための第三者委員やこどものための弁護士がこどもの声を聴く取り組みを実施。明石こどもセンターでは多角的にこどもの気持ちや意向を確認し、関係機関と連携して支援。